

6.4 廃棄物・建設発生土

6.4 廃棄物・建設発生土

公園及び墓園整備事業の実施により、工事中は建設行為に伴う産業廃棄物、建設発生土の発生、供用時は施設運営に伴う一般廃棄物、産業廃棄物の発生が想定されます。

そこで、公園及び墓園整備事業の工事中及び供用時の産業廃棄物等の発生量の把握と、その排出抑制に向けた公園及び墓園整備事業の環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土（1）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none">令和4年度の本市における産業廃棄物発生量は、約9,014千tです。そのうち、最終処分量は約138千tで、最終処分率は1.5%となっています。令和5年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約276,526t、資源化量は約64,230tとなっています。神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では70.1%、木造では99.1%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。本市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。	p. 6-4-5～ p. 6-4-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none">発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。	p. 6-4-16
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none">建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約5,851.2t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約59,362.6tと予測します。建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和2年9月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約697.9t、墓園整備事業では約127.4tと予測します。建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約89.4t、墓園整備事業では約18.9tになると予測します。建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として30,244m³、墓園整備事業では搬入土量として156,487m³と予測します。なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。	p. 6-4-24～ p. 6-4-28

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土（2）】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 	p. 6-4-32
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。 	p. 6-4-33

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

【施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	準備書 該当ページ
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の本市における産業廃棄物発生量は、約9,014千tです。そのうち、最終処分量は約138千tで、最終処分率は1.5%となっています。 令和5年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約276,256t、資源化量は約64,230tとなっています。 神奈川県の新築・増改築時の建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では70.1%、木造では99.1%であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。 本市の公共土木事業において搬出される建設発生土は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため有効利用率が、99.0%と高くなっています。 	p. 6-4-5～ p. 6-4-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。 	p. 6-4-16
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 公園及び墓園施設の運営に伴い発生する発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約230.2tと予測します。 公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約31.2tと予測します。 公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約230.2t、産業廃棄物の最終処分量は年間約31.2tと予測します。 供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱う廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理します。 	p. 6-4-31
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。 	p. 6-4-32
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えられます。 	p. 6-4-33

※ 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照ページで確認願います。

1) 調査

①調査項目

公園及び墓園整備事業の実施に伴い発生する廃棄物・建設発生土について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査しました。

①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

②関係法令、計画等

②調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

③調査期間・時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を整理しました。

④調査方法

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況について、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月)、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ)、「令和 6 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 6 年 9 月)、「令和 3 年経済センサス 活動調査」(総務省統計局、令和 5 年 6 月) 等を整理しました。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等について、内容を整理しました。整理した関係法令、計画等は以下に示すとおりです。

- ・「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」
- ・「大気汚染防止法」
- ・「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
- ・「神奈川県循環型社会づくり計画」
- ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画～」
- ・「石綿排出等工事に関する指導指針」
- ・「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

⑤調査結果

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。建設発生土は、発生量が大きく、資源として再利用される建設副産物です。それぞれを「(ア)産業廃棄物」、「(イ)一般廃棄物」、「(ウ)建設発生土」として整理しました。

(ア) 産業廃棄物

本市における産業廃棄物の発生量及び処理別発生量は、表 6.4.1 に示すとおりです。

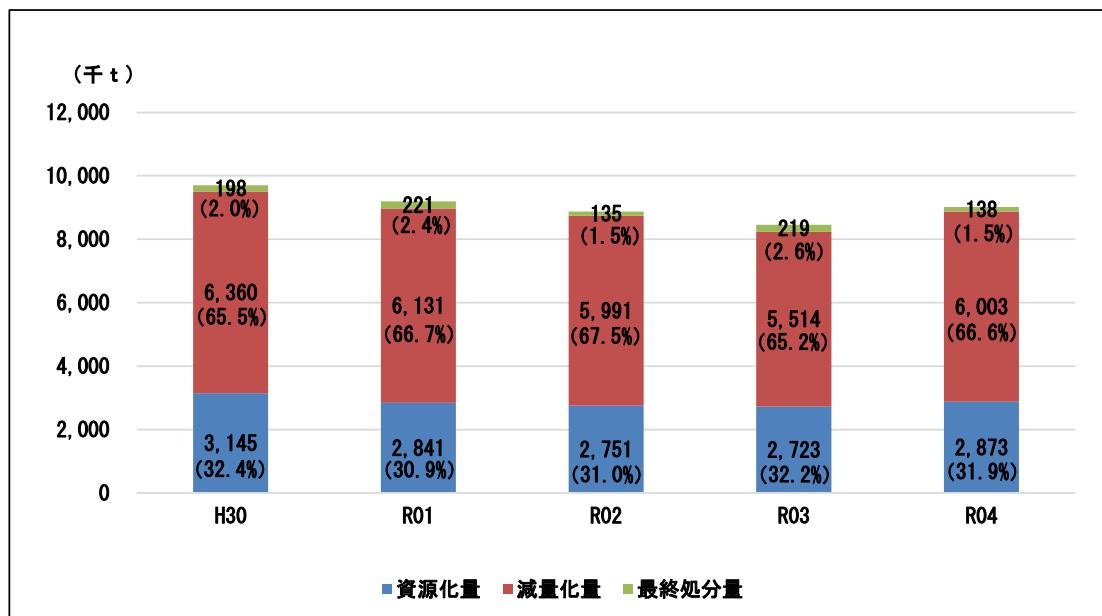
令和4年度の本市における産業廃棄物発生量は、約 9,014 千 t です。そのうち、最終処分量は約 138 千 t で、最終処分率は 1.5% となっています。

表 6.4.1 本市における産業廃棄物の発生量と処理状況

(単位：千 t)

項目	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
発生量	9,704 (100.0%)	9,194 (100.0%)	8,876 (100.0%)	8,456 (100.0%)	9,014 (100.0%)
減量化量	6,360 (65.5%)	6,131 (66.7%)	5,991 (67.5%)	5,514 (65.2%)	6,003 (66.6%)
資源化量	3,145 (32.4%)	2,841 (30.9%)	2,751 (31.0%)	2,723 (32.2%)	2,873 (31.9%)
最終処分量	198 (2.0%)	221 (2.4%)	135 (1.5%)	219 (2.6%)	138 (1.5%)

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）



資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）

図 6.4.1 産業廃棄物の発生量と処理状況

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.4.2 及び表 6.4.3 に示すとおりです。

神奈川県におけるアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.4.2 神奈川県における解体時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

(単位 : 千 t)

項目	①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量			⑤再資源化	⑥減量化(縮減)	⑦最終処分	⑧量 ⑤+⑥	⑩率 (%) ⑧/④
				④搬出量	⑤再資源化	⑥減量化(縮減)					
解体 (非木造)	アスファルト・コンクリート塊	19.6	0.0	0.0	19.5	19.5	0.0	0.0	0.0	19.5	100.0
	コンクリート塊	500.0	58.6	0.0	441.3	441.3	0.0	0.0	0.0	441.3	100.0
	建設汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	27.7	83.7
	建設混合廃棄物	14.5	0.0	0.0	14.5	7.1	0.6	6.7	7.8	7.8	53.5
	建設発生木材	3.9	0.0	0.0	3.9	3.9	0.0	0.0	0.0	3.9	100.0
	伐木材・除根材	1.5	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	100.0
	廃プラスチック	1.2	0.0	0.0	1.2	0.7	0.3	0.2	1.0	1.0	81.3
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.9
	金属くず	28.1	0.0	0.0	28.1	27.6	0.0	0.6	27.6	27.6	98.0
	廃石膏ボード	3.8	0.0	0.0	3.8	2.9	0.0	1.0	2.9	2.9	75.0
解体 (木造)	廃塩化ビニル管・継手	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	58.7
	アスファルト・コンクリート塊	5.2	0.8	0.0	4.4	4.4	0.0	0.0	4.4	4.4	100.0
	コンクリート塊	108.9	2.5	0.0	106.3	106.3	0.0	0.0	106.3	106.3	100.0
	建設汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	93.0
	建設混合廃棄物	11.6	0.0	0.0	11.6	8.5	0.4	2.7	8.9	8.9	76.8
	建設発生木材	71.9	7.3	0.0	64.6	64.4	0.0	0.2	64.4	64.4	99.7
	伐木材・除根材	3.4	0.0	0.0	3.4	3.4	0.0	0.0	3.4	3.4	100.0
	廃プラスチック	1.8	0.0	0.0	1.8	1.0	0.4	0.3	1.4	1.4	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	29.4
	金属くず	7.1	0.0	0.0	7.1	7.0	0.0	0.1	7.0	7.0	98.0
	廃石膏ボード	3.4	0.0	0.0	3.4	2.6	0.0	0.8	2.6	2.6	76.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	58.8

※ 表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

表 6.4.3 神奈川県における新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

(単位 : 千 t)

項目	①発生量	②現場内利用量	③現場内減量化量	④搬出量			⑤再資源化	⑥減量化(縮減)	⑦最終処分	搬出ベース 再資源化等 (縮減を含む)	⑧量 ⑤+⑥	⑩率 (%) ⑧/④
新築・増改築 (非木造)	アスファルト・コンクリート塊	39.3	1.4	0.0	37.9	37.9	0.0	0.0	0.0	37.9	100.0	
	コンクリート塊	381.6	143.1	0.0	238.5	238.5	0.0	0.0	0.0	238.5	100.0	
	建設汚泥	101.0	4.5	0.4	96.0	81.8	10.8	3.4	92.6	96.4		
	建設混合廃棄物	26.6	0.0	0.0	26.6	20.9	2.4	3.4	23.3	87.4		
	建設発生木材	12.1	0.3	0.0	11.9	11.8	0.0	0.0	0.0	11.8	99.7	
	伐木材・除根材	4.6	0.0	0.0	4.6	4.3	0.2	0.1	4.5	98.1		
	廃プラスチック	6.2	0.0	0.0	6.2	3.6	1.5	1.1	5.2	82.6		
	紙くず	1.4	0.0	0.0	1.4	1.1	0.3	0.0	1.3	97.6		
	金属くず	8.9	0.0	0.0	8.9	8.7	0.0	0.2	8.7	97.9		
	廃石膏ボード	10.1	0.0	0.0	10.1	8.0	0.0	2.1	8.0	79.4		
新築・増改築 (木造)	廃塩化ビニル管・継手	0.8	0.0	0.0	0.8	0.5	0.0	0.3	0.5	58.7		
	アスファルト・コンクリート塊	36.9	0.0	0.0	36.9	36.9	0.0	0.0	36.9	100.0		
	コンクリート塊	83.2	0.3	0.0	82.9	82.9	0.0	0.0	82.9	100.0		
	建設汚泥	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	
	建設混合廃棄物	22.0	0.0	0.0	22.0	18.6	1.0	2.4	19.6	89.3		
	建設発生木材	30.1	0.0	0.0	30.1	25.6	0.8	3.7	26.3	87.6		
	伐木材・除根材	15.0	0.0	0.0	15.0	14.9	0.0	0.0	14.9	99.8		
	廃プラスチック	8.6	0.0	0.0	8.6	4.9	2.1	1.7	6.9	80.6		
	紙くず	9.1	0.0	0.0	9.1	7.0	1.9	0.2	8.9	98.0		
	金属くず	6.0	0.0	0.0	6.0	5.9	0.0	0.1	5.9	98.0		
	廃石膏ボード	24.2	0.0	0.0	24.2	13.6	0.0	10.6	13.6	56.1		
	廃塩化ビニル管・継手	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	58.7		

※ 表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）

平成30年度の本市の公共土木事業における建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.4.4 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は 100% であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない 3 項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.4.4 本市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

(単位 : 千 t)

項目	①発生量	④搬出量						⑧量 ⑤+⑥	⑩率 (%) ⑧/④
		②現場内利用量	③現場内減量化量	⑤再資源化	⑥減量化 (縮減)	⑦最終処分			
公共土木 (横浜市)	アスファルト・コンクリート塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6 100.0
	コンクリート塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3 100.0
	建設汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6 98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8 87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9 99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9 98.8
	廃プラスチック	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4 77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9 97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 60.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 29.8

※ 表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月)

(イ) 一般廃棄物

本市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.4.5 に示すとおりです。

令和5年度の本市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、約 276,526 t、資源化量は約 64,230 t となっています。

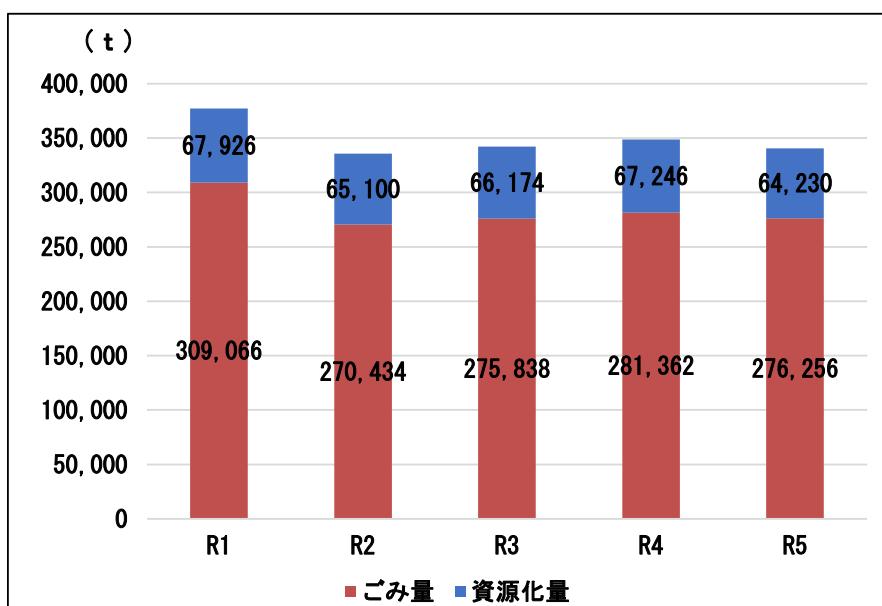
事業系ごみ（一般廃棄物）の量はおおむね減少傾向にあり、資源化量はおおむね横ばい傾向にあります。

表 6.4.5 本市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	年度				
	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ量 (t)	309,066	270,434	275,838	281,362	276,526
資源化量 (t)	67,926	65,100	66,174	67,246	64,230
事業所数	—	—	117,684	—	—

資料：「令和6年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和6年9月）

「令和3年度経済センサス 活動調査」（総務省統計局、令和5年6月）



資料：「令和6年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和6年9月）

図 6.4.2 ごみと資源の総量

(ウ) 建設発生土

神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況は、表 6.4.6 に示すとおりです。

神奈川県では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用及び土捨場・残土処分場で廃棄されている状況です。一方で、建設発生土の有効利用率は非木造では 70.1%、木造では 99.1% であり、現場内で発生した土砂を利用する割合と、公共工事等以外の有効利用が多い状況です。

表 6.4.6 神奈川県における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況

(単位 : 千m³)

項目	②発生量													①有効利用率 (%)			
	場外搬出量																
	③有効利用量			売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	その他				④現場内利用量				
	公共工事等での利用	他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用						廃棄物最終処分場（覆土以外）	ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場	その他					
新築・増改築(非木造)	1,102.4	847.7	517.6	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	131.0	9.2	377.1	330.1	0.0	0.8	329.3	254.7	70.1
新築・増改築(木造)	389.7	124.1	120.7	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	38.0	0.0	82.2	3.4	2.5	0.0	0.9	265.6	99.1

※1 ①有効利用率 = (③場外搬出量 (有効利用量) + ④現場内利用量の割合) ÷ ②発生量全体 × 100

※2 表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月)

本市の公共土木事業における建設発生土の搬出及び土砂の利用状況は表 6.4.7 に示すとおりです。

本市では、事業により搬出される建設発生土（場外搬出量）は、主に公共工事等以外で有効利用されており、また、現場内で利用される建設発生土も多いため、有効利用率が99.0%と高くなっています。

表 6.4.7 本市における新築・増改築時の建設発生土の搬出及び土砂の利用状況

(単位 : 千m³)

項目	②発生量													①有効利用率 (%)			
	場外搬出量																
	③有効利用量			その他													
公共工事等での利用		売却	他の工事現場（海面）	採石場・砂利採取等跡地復旧	最終処分覆土	公共工事等以外の有効利用	廃棄物最終処分場（覆土以外）					ストックヤード等再利用なし	土捨場・残土処分場	④現場内利用量			
他の工事現場（内陸）	ストックヤード等再利用	土質改良プラント経由の工事現場															
公共土木 (横浜市)	789.4	508.8	500.9	5.8	0.6	23.9	0.0	3.3	17.7	4.3	445.2	7.9	0.0	7.3	0.6	280.6	99.0

※1 ①有効利用率 = ((③場外搬出量 (有効利用量) + ④現場内利用量の割合) ÷ ②発生量全体) × 100

※2 表示単位未満を端数処理しているため、場外排出量や発生量の数値と、有効利用率が一致しない場合があります。

資料：「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和2年1月)

イ 関係法令、計画等

(ア) 「循環型社会形成推進基本法」(法律第110号、平成12年6月)

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができるかぎり低減されるよう、提言されています。

(イ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第137号、昭和45年12月)

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

(ウ) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(法律第48号、平成3年4月)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済み品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

(イ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

(法律第 104 号、平成 12 年 5 月)

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものであります。

特に、発注者は、工事着手の 7 日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

(オ) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

(法律第 60 号、令和 3 年 6 月)

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

(カ) 「大気汚染防止法」(法律第 97 号、昭和 43 年 6 月)

この法律は、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、及び大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とするものです。

工場及び事業場における事業活動及び建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、及び自動車排出ガスに係る許容限度を定めています。

(キ) 「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

(神奈川県条例第 67 号、平成 18 年 12 月)

この条例は、「神奈川県環境基本条例」の本旨を達成するため、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、資源の循環的な利用等に努めることや廃棄物の適正処理及び美化活動の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力するよう努めることが定められています。

(イ) 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(神奈川県条例第3号、平成11年3月)

この条例は、土砂の適正な処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立等について必要な事項が定められています。

一定規模以上の土砂の搬出や埋立てを行う場合には、届出や許可が必要であり、土砂の搬出に際して、事業者は処理計画を作成し、知事へ提出する必要があります。

(カ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(横浜市条例第58号、平成14年12月)

この条例は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置、その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

(コ) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(横浜市条例第44号、平成4年9月)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年1回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

(サ) 「神奈川県循環型社会づくり計画」(神奈川県、令和6年3月改定)

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき、神奈川県内的一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取入れた循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.4.8 計画目標

項目		令和元年度実績	令和 12 年度目標値
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	638g/人・日	608g/人・日
目標 2	産業廃棄物の排出量	1,808 万 t	1,826 万 t
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	24.1%	28%
目標 4	産業廃棄物の最終処分量	277 千 t	263 千 t
目標 5	不法投棄等残存量	150,484 t (令和 3 年度)	前年度より減少*

* 不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定しました。

(シ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画～」

（横浜市、令和 6 年 1 月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市内的一般廃棄物の処理について定めるもので、令和 12 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGs の達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦する。さらにごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいく。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

(イ) 「石綿排出等工事に関する指導指針」（神奈川県、平成 18 年 4 月）

この指針は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の石綿排出等工事の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の順守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が順守すべき事項等を定めたものです。

(セ) 「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」

（横浜市、平成 15 年 4 月）

この指導基準は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」第 90 条の規定により、石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準であり、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の処理等に関する遵守事項等について整理されています。

2) 環境保全目標の設定

廃棄物・建設発生土に係る環境保全目標は、表 6.4.9 に示すとおり設定しました。

表 6.4.9 環境保全目標（廃棄物・建設発生土）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等	・発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。
【供用時】 施設の運営	・発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。

3) 予測

(1) 建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土

① 予測項目

予測項目は、建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

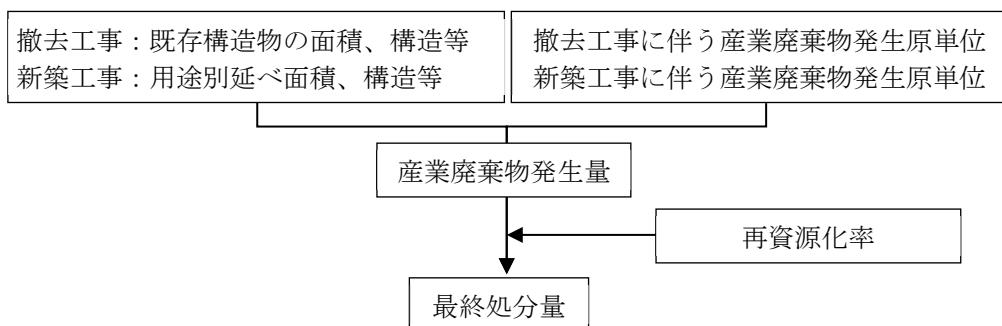
④ 予測方法

施工計画を基に発生量を推定するとともに、公園及び墓園整備事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測しました。

ア 予測手順

予測手順は、図 6.4.3 に示すとおりです。

【産業廃棄物】



【建設発生土】

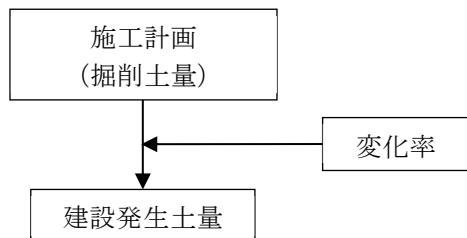


図 6.4.3 予測手順（産業廃棄物、建設発生土）

イ 予測手法

(ア) 産業廃棄物

A) 既存構造物等

既存構造物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物は、既存構造物等の構造及び規模等と、撤去工事に伴う産業廃棄物発生量原単位（単位面積当たりの発生量）を基に予測しました。

鉄骨造（S造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）建物の発生原単位は、「建物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会、平成16年）を基に設定しました。

敷地内通路（舗装部）の撤去に伴い発生する産業廃棄物は、敷地内通路面積に単位面積当たりの発生量を乗じ予測しました。

B) 計画施設

計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物は、事業計画と産業廃棄物建設発生量原単位から予測しました。

鉄骨造（S造）の品目別発生原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人日本建材産業協会、平成24年11月）を基に設定しました。

また、木造建物の品目別発生原単位は、「建設資材リサイクルシステム調査研究報告書～新築戸建て住宅の建設現場から発生する建設廃棄物のリサイクル推進方策の検討～」（社団法人日本建材産業協会、平成16年3月）を基に設定しました。

C) 再資源化量

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化量は、「建設リサイクル推進計画2014」（国土交通省、平成26年9月）及び「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省総合政策局、令和2年1月）等の資料を基に設定した再資源化率等に発生量を乗じ予測しました。

(イ) 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土量は、切土工事に伴い発生する切土量とし、再利用量は建設発生土による盛土量としました。また、切土量と盛土量の差を残土量とし、施工計画に基づき場外搬出量を予測しました。

⑤ 予測条件の整理

ア 既存構造物等・計画施設の概要

公園及び墓園整備事業の実施に伴い、撤去を予定している既存構造物等の概要は、表 6.4.10 (1) ~ (2) に示すとおりです。

また、公園及び墓園整備事業の実施に伴い、建設を予定している計画施設の概要は、表 6.4.11 (1) ~ (2) に示すとおりです。

表 6.4.10 (1) 既存構造物等の概要（既存建物）

用途等	構造等	規模等 (延床面積)	備考
既存建物	木造	約 1,586 m ²	工場建 (6 棟) : 約 253 m ² 雑屋建 (12 棟) : 約 668 m ² 事務所建 (1 棟) : 約 81 m ² 住宅建 (1 棟) : 約 281 m ² 倉庫建 (1 棟) : 約 302 m ²
	S 造	約 408 m ²	工場建 (1 棟) : 約 20 m ² 雑屋建 (2 棟) : 約 35 m ² 事務所建 (1 棟) : 約 183 m ² 倉庫建 (3 棟) : 約 170 m ²
	RC 造	約 4,227 m ²	雑屋建 (3 棟) : 約 138 m ² 事務所建 (2 棟) : 約 3,143 m ² 住宅建 (1 棟) : 約 924 m ² 倉庫建 (1 棟) : 約 22 m ²
	コンクリート ブロック	約 206 m ²	雑屋建 (2 棟) : 約 197 m ² 倉庫建 (1 棟) : 約 9 m ²

表 6.4.10 (2) 既存構造物等の概要（工作物等）

用途等	構造等	規模等（体積）
既存工作物	S 造	約 28.3 t
	RC 造	約 2,158.3 t
	木造	約 1.5 t
	コンクリートブロック	約 2,182.1 t
	ネットフェンス	約 37.6 t
	鋼板	約 14.9 t
	鋼管	約 0.8 t
	アスファルト	約 248.7 t
	その他	約 861.7 t
給水施設	S 造	約 16.0 t
	RC 造	約 1,054.9 t
	FRP	約 22.3 t
給油施設	RC 造	約 20.5 t
	鋼板	約 718.0 t
駐車場・舗装	アスファルト	約 46,569.4 t
通信施設	鋼板	約 3.7 t
	放物面反射器	約 2.0 t
電気施設	RC 柱	約 48.1 t
	コンクリートブロック	約 136.8 t
	ネットフェンス	約 2,352.7 t
	鋼板	約 22.0 t
	鋼管	約 7.6 t
	その他	約 2830.6 t
伐採木等	木くず等	約 24.2t

表 6.4.11 (1) 計画施設の概要（公園整備事業）

計画施設	構造/規模	延べ面積
倉庫	S 造	約 300 m ²
管理事務所 1	RC 造	約 500 m ²
管理事務所 2	RC 造	約 500 m ²
管理事務所 3	RC 造	約 1,000 m ²
トイレ	RC 造	約 100 m ²
スタンド 1	RC 造	約 22,000 m ²
スタンド 2	RC 造	約 6,000 m ²

表 6.4.11 (2) 計画施設の概要（墓整備事業）

計画施設	構造/規模	延べ面積
トイレ	RC 造	約 40 m ²
直接合葬墓	RC 造	約 90 m ²
合祀施設	RC 造	約 90 m ²
通常合葬墓	RC 造	約 740 m ²
管理棟（墓園）	RC 造	約 1,900 m ²

イ 発生原単位

既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生原単位は、表 6.4.12 に示すとおりです。構造に応じた発生原単位を選択し、発生原単位の設定がないコンクリートブロックの建物については RC 造の発生原単位を用いました。また、工作物等の体積から重量への換算は表 6.4.13 に示す換算係数を用いました。

また、計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、表 6.4.14 に示すとおりです。

表 6.4.12 既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物の発生原単位

構造	用途	発生原単位 (kg/m ²)			
		コンクリート塊 ^{※1}	木くず	混合廃棄物 ^{※2}	金属
鉄骨造【S 造】 (地下なし)	事務所	663	4	20	86
	工場	586 (47)	7	15	61
	倉庫	587 (20)	13	7	54
	その他	603 (24)	4	35	7
鉄筋コンクリート造【RC 造】 (地下なし) ^{※3}	事務所	939 (74)	10	21	45
	工場	780	4	9	125
	倉庫	987 (27)	7	11	48
	その他	1,037 (19)	7	19	74
木造		156	77	164	9

※1 鉄骨造（S 造）及び鉄筋コンクリート造（RC 造）のコンクリート欄の（ ）内の数値は、アスファルトの発生原単位を示します。

※2 混合廃棄物は、コンクリートがら・廃プラスチック類・金属くず・木くず・紙くず等が混在しているものをおいています。

※3 コンクリートブロックは RC 造の発生原単位を用いました。

※4 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊

資料：①S 造、RC 造

「建設物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会、平成 16 年 3 月）

②木造

「建設建築物の発生抑制に関する研究（その 2）－解体廃棄物の原単位の設定に関する検討－」

（東京都環境科学研究所、2002（平成 14 年度）年報）

表 6.4.13 工作物等の体積から重量への換算係数

産業廃棄物・有価物	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	碎石	廃プラスチック	伐採木等	金属くず
体積から重量への換算係数	2.35 t / m ³	2.35 t / m ³	2.00 t / m ³	1.10 t / m ³	0.15 t / m ³	0.28 t / m ³

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月) の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 伐採木等の体積から重量への換算は、木くずの換算係数を用いました。

資料：①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、碎石、廃プラスチック、木くず

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月) より、実体積による換算係数を用いました。

②金属くず

「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社団法人日本建設業連合会 平成 24 年 11 月)

表 6.4.14 計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位

構造	用途	延床面積	品目別発生原単位 (kg/m ²)									
			コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラ	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
S 造	倉庫	1,000 m ² 未満	2.0	0.0	1.1	0.3	0.4	0.6	0.6	0.4	0.0	11.0
RC 造	事務所	1,000 m ² 未満	8.4	0.3	1.1	1.2	3.1	3.9	3.8	3.2	0.4	20.3
		3,000 m ² 未満	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
	その他	1,000 m ² 未満	10.1	0.6	0.4	3.3	3.3	5.1	1.4	5.8	2.2	21.5
		3,000 m ² 未満	9.7	1.4	0.8	1.4	2.0	10.8	1.6	2.6	11.8	14.9
		10,000 m ² 以上	6.2	0.2	2.2	1.0	0.6	1.6	0.7	1.6	1.6	5.8

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月) の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社団法人日本建設連合会、平成 24 年 11 月)

ウ 再資源化率

工事中に発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.4.15 に示すとおりです。工作物等の撤去に伴い発生する碎石については混合廃棄物の再資源化率を用いました。

表 6.4.15 産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類・発注区分	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物	伐木材・除根材
解体(非木造)	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	77.1	75.0	98.4	49.0	100.0
解体(木造)	100.0	100.0	87.2	57.1	98.0	98.8	23.1	76.3	98.5	73.2	100.0
新築・増改築(非木造)	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3	94.1
公共土木(横浜市)	100.0	100.0	87.2	54.1	97.5	98.8	72.8	60.3	97.1	79.2	98.5

※1 碎石は混合廃棄物の発生原単位を用いました。

※2 伐採木等は公共土木(横浜市)の伐木材・除根材の発生原単位を用いました。

資料:①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック、金属くず、紙くず、廃石膏ボード、混合廃棄物、伐木材・除根材

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果(建設廃棄物の再資源化等率)」(国土交通省総合政策局、令和 2 年 1 月)より、神奈川県の値を適用しました。

②ガラス陶磁器、木くず

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成 28 年度～32 年度」(横浜市資源循環局、平成 28 年 3 月)に示される『建設業における産業廃棄物の種類別の最終処分率(平成 32 年予測)』を基に、(再資源化率) = (100% - (最終処分率))として算出しました。

③その他

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省総合政策局、平成 26 年 3 月)より、神奈川県の値を適用しました。

エ 建設発生土

建設発生土は、表 6.4.16 及び表 6.4.17 に示すとおりです。

公園整備事業では、切土量は約 175,800 m³、盛土量は約 131,000 m³です。墓園整備事業では、切土量は約 65,735 m³、盛土量は約 200,000 m³です。切土工事により発生した建設発生土は、盛土工事に使用します。

表 6.4.16 建設発生土(公園整備事業)

項目	残土量(切土量)	盛土量
土工量	175,800 m ³	131,000 m ³

表 6.4.17 建設発生土(墓園整備事業)

項目	残土量(切土量)	盛土量
土工量	65,735 m ³	200,000 m ³

⑥ 予測結果

ア 建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物の予測結果は、表 6.4.18 (1)～(2) に示すとおりです。

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2 t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 59,362.6 t と予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和 2 年 9 月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 6.4.18 (1) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（既存建物）

(単位 : t)

用途等	構造等	産業廃棄物				有価物
		コンクリート塊	木くず	混合 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	
既存建物	S 造	253.9	3.2	6.4	5.2	26.4
	RC 造	4,073.9	39.0	138.8	200.9	221.1
	木造	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	コンクリートブロック	213.9	1.4	3.9	3.9	15.3
発生量 ①	木造計	247.4	122.1	260.1	—	14.3
	非木造計	4,541.7	43.7	96.7	262.4	262.7
5,851.2						
再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	98.8	73.2	100.0	98.0
	非木造	100.0	98.8	49.0	100.0	98.0
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	1.5	69.7	—	0.3
	非木造計	0.0	0.5	49.3	0.0	5.3
126.6						

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

表 6.4.18 (2) 建設行為等（既存構造物の撤去）に伴い発生する
産業廃棄物等の発生量及び最終処分量（工作物等）

(単位 : t)

用途等	構造等	産業廃棄物					有価物
		コンクリート塊	混合 廃棄物※1	アスファルト・ コンクリート塊	廃プラスチック	伐採木等	
既存工作物	S 造	11.1	14.1	—	—	—	3.1
	RC 造	1,172.8	792.0	47.8	4.5	—	141.2
	木造	0.6	0.8	—	—	—	0.1
	コンクリートブロック	2,153.6	23.0	—	—	—	5.6
	ネットフェンス	3.4	7.6	1.0	—	—	25.6
	鋼板	—	—	—	—	—	14.9
	鋼管	—	—	—	—	—	0.8
	アスファルト	—	189.3	59.3	—	—	—
	その他	—	861.7	—	—	—	—
工作物等	S 造	6.7	8.5	—	—	—	0.8
	RC 造	684.5	288.9	—	—	—	81.6
	FRP	3.2	15.7	—	3.4	—	—
	給油施設 RC 造	2.5	1.3	15.9	—	—	0.8
	鋼板	451.3	200.7	—	—	—	66.0
	駐車場・舗装 アスファルト	—	30,115.9	16,453.5	—	—	—
通信施設	鋼板	1.5	1.9	—	—	—	0.3
	放物面反射器	—	—	—	—	—	2.0
電気施設	RC 柱	48.1	—	—	—	—	—
	コンクリートブロック	78.8	52.8	—	—	—	5.2
	ネットフェンス	951.1	1,214.2	—	—	—	187.4
	鋼板	5.1	6.5	—	—	—	10.4
	鋼管	—	—	—	—	—	7.6
	その他	—	2,830.6	—	—	—	—
伐採木等	木くず等	—	—	—	—	24.2	—
発生量 ①	木造計	0.6	0.8	—	—	—	0.1
	非木造計	5,573.6	36,624.7	16,577.5	7.8	—	553.2
	公共土木計	—	—	—	—	24.2	—
59,362.6							
再資源化等率 (%) ②	木造	100.0	73.2	100.0	57.1	100.0	98.0
	非木造	100.0	49.0	100.0	57.1	100.0	98.0
	公共土木	100.0	79.2	100.0	54.1	98.5	97.5
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	木造計	0.0	0.2	—	—	—	0.0
	非木造計	0.0	18,678.6	0.0	3.4	—	11.1
	公共土木計	—	—	—	—	0.4	—
18,693.6							

※1 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省、令和 2 年 1 月) の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

※2 混合廃棄物には碎石を含みます。

※3 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

※4 「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）に示される 2024 年目標値は、下表のとおりです。

対象品目		2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3. 0%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上

※ 目標値の定義は次のとおりです。

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

イ 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物の予測結果は、表 6.4.19 (1)～(2) に示すとおりです。

建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物は、公園整備事業では約 697.9 t、墓園整備事業では約 127.4 t と予測します。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 89.4 t、墓園整備事業では約 18.9 t になると予測します。

表 6.4.19 (1) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の
発生量及び最終処分量（公園整備事業）

(単位: t)

施設名	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
倉庫	0.6	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	3.3
管理事務所 1	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 2	4.2	0.2	0.6	0.6	1.6	2.0	1.9	1.6	0.2	10.2
管理事務所 3	8.1	0.4	1.2	2.3	1.3	4.4	2.5	2.0	1.2	16.5
トイレ	1.0	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.6	0.2	2.2
スタンド 1	136.4	4.4	48.4	22.0	13.2	35.2	15.4	35.2	35.2	127.6
スタンド 2	37.2	1.2	13.2	6.0	3.6	9.6	4.2	9.6	9.6	34.8
発生量①	191.7	6.4	64.3	31.9	21.7	53.8	26.2	50.7	46.6	204.7
						697.9				
再資源化等率 (%) ②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量 ③=①×(100-②)/100	0.0	0.0	8.2	13.4	0.5	0.6	6.0	10.4	5.8	44.4
					89.4					

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊

石膏ボード：廃石膏ボード

表 6.4.19 (2) 建設行為等（計画施設の建設）に伴い発生する産業廃棄物等の
発生量及び最終処分量（墓園整備事業）

(単位: t)

施設名	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
トイレ	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.9
直接合葬墓	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
合祀施設	0.9	0.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.1	0.5	0.2	1.9
通常合葬墓	7.5	0.4	0.3	2.4	2.4	3.8	1.0	4.3	1.6	15.9
管理棟（墓園）	15.4	0.8	2.3	4.4	2.5	8.4	4.8	3.8	2.3	31.4
発生量①	25.1	1.3	2.7	7.5	5.6	13.3	6.1	9.4	4.4	52.0
							127.4			
再資源化等率(%) ②	100.0	100.0	87.2	58.0	97.9	98.8	77.2	79.4	87.5	78.3
最終処分量	0.0	0.0	0.3	3.2	0.1	0.2	1.4	1.9	0.5	11.3
③=①×(100-②)/100							18.9			

※ 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省、令和 2 年 1 月）の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊
石膏ボード：廃石膏ボード

ウ 建設行為等に伴い発生する建設発生土

建設行為等に伴い発生する建設発生土の予測結果は、表 6.4.20 (1) ~ (2) に示すとおりです。

建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として 30,244 m³、墓園整備事業では搬入土量として 156,487 m³と予測します。

なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。

表 6.4.20 (1) 建設行為等に伴い発生する建設発生土（公園整備事業）

切土量 ①	盛土量 ②	必要土量 ③=②/0.9*	搬出土量 ⑤=①-③
175,800 m ³	131,000 m ³	145,556 m ³	30,244 m ³

※ 「設計業務数量算出基準」（横浜市道路局、平成 29 年 4 月）の「砂質土及び砂、粘性土」の土量の変化率表を参照しました。

表 6.4.20 (2) 建設行為等に伴い発生する建設発生土（墓園整備事業）

切土量 ①	盛土量 ②	必要土量 ③=②/0.9*	搬入土量 ⑤=③-①
65,735 m ³	200,000 m ³	222,222 m ³	156,487 m ³

※ 「設計業務数量算出基準」（横浜市道路局、平成 29 年 4 月）の「砂質土及び砂、粘性土」の土量の変化率表を参照しました。

(2) 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物

① 予測項目

予測項目は、施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物としました。

② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測時期

予測時期は、公園及び墓園整備事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期とした。

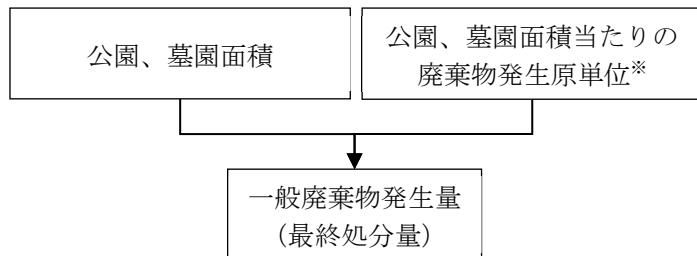
④ 予測方法

事業計画を基に発生量を推定するとともに、公園及び墓園整備事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、種類ごとに発生量と最終処分量を予測しました。

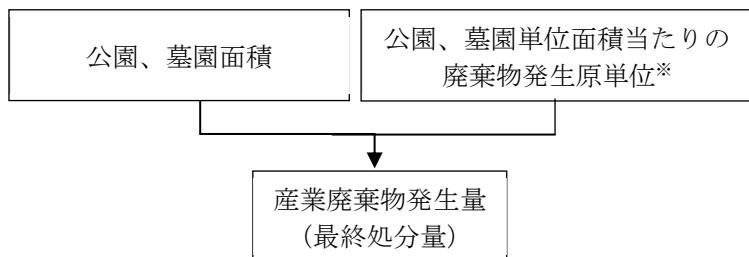
ア 予測手順

予測手順は、図 6.4.4 に示すとおりです。

【一般廃棄物】



【産業廃棄物】



※ 公園面積当たりの廃棄物排出量原単位は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値となります。

図 6.4.4 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

イ 予測手法

公園及び墓園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の発生量は、単位面積当たりの一般廃棄物、産業廃棄物発生原単位に、公園及び墓園面積を乗じることで予測しました。

単位面積当たりの廃棄物発生原単位については、類似公園である三ツ沢公園及び類似墓園である横浜市営墓地メモリアルグリーンにおける廃棄物発生量と面積から、単位面積当たりの廃棄物排出量原単位を求め算出しました。なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値です。

⑤ 予測条件

ア 発生原単位

単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位は、表 6.4.21 (1) ~ (2) に示すとおりです。

公園及び墓園施設から発生する一般廃棄物の発生原単位は、既存の公園及び墓園施設から発生した廃棄物量実績と面積を基に設定しました。

表 6.4.21 (1) 単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位（公園整備事業）

種類	発生原単位
一般廃棄物	3.17 t /ha・年
産業廃棄物	0.59 t /ha・年

※1 一般廃棄物：燃やすごみ、生ごみ、木くず等産業廃棄物：金属、がれき類、廃プラスチック類

※2 公園整備事業で整備する公園と類似した機能・施設を有する三ツ沢公園の令和4年度の廃棄物量実績を使用しました。

表 6.4.21 (2) 単位面積当たりの一般廃棄物及び産業廃棄物の発生原単位（墓園整備事業）

種類	発生原単位
一般廃棄物	6.03 t /ha・年
産業廃棄物	0.23 t /ha・年

※1 一般廃棄物：燃やすごみ、生ごみ、木くず等産業廃棄物：金属、がれき類、廃プラスチック類

※2 墓園整備事業で整備する墓園と類似した機能・施設を有するメモリアルグリーンの令和4年度の廃棄物量実績を使用しました。

イ 施設の延べ面積

公園及び墓園施設の延べ面積は、表 6.4.22 に示すとおりです。

表 6.4.22 公園及び墓園施設の延べ面積

名称	面積
(仮称) 深谷通信所跡地公園事業	47.7ha
(仮称) 深谷通信所跡地墓園事業	13.1ha

ウ 再資源化率

施設の運営により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、公園及び墓園施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、計画施設内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、本市や本市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、公園及び公園施設、墓園及び墓園施設内で発生した剪定枝や刈草等、再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した数値を用いました。

⑥ 予測結果

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の発生量は、表 6.4.23(1)～(2)に示すとおりです。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約 230.2 t と予測します。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約 31.2 t と予測します。

なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値であるため、公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約 230.2 t、産業廃棄物の最終処分量は年間約 31.2 t になると予測します。

供用時に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱う廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者に委託し、適切に処理します。

表 6.4.23 (1) 施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量（公園整備事業）

種類	発生原単位 (t /ha・年)	公園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t /年)
	①	②	③=①×②
一般廃棄物	3.17	47.7	約 151.2
産業廃棄物	0.59	47.7	約 28.1

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

表 6.4.23 (2) 施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量（墓園整備事業）

種類	発生原単位 (t /ha・年)	墓園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t /年)
	①	②	③=①×②
一般廃棄物	6.03	13.1	約 79.0
産業廃棄物	0.23	13.1	約 3.0

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

4) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土、施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物の影響を最小限に留めるため、表 6.4.24 に示す内容を実施します。

表 6.4.24 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付のうえ、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。
【供用時】 施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。 ・園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。 ・発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。 ・廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。

5) 評価

(1) 建設行為等に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土

建設行為等（既存構造物等の撤去）に伴い発生する産業廃棄物は、既存建物の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 5,851.2 t、工作物等の撤去に伴い発生する産業廃棄物では約 59,362.6 t と予測します。

建設行為等（既存構造物等の撤去）により発生する産業廃棄物は、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省、令和 2 年 9 月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

建設行為等（計画施設の建設）により発生する産業廃棄物量に再資源化等率を踏まえた最終処分量は、公園整備事業では約 89.4 t、墓園整備事業では約 18.9 t になると予測します。

公園及び墓園整備事業により発生する産業廃棄物は、不要な梱包を控える等産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、廃棄にあたっては分別し、再資源化や再利用化等減量化を行います。

また、建設行為等に伴い発生する建設発生土は、公園整備事業では搬出土量として 30,244 m³、墓園整備事業では搬入土量として 156,487 m³ と予測します。

なお、公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画です。

このように、予測結果を踏まえ、工事中において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。

(2) 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、燃やすごみや生ごみ等が、年間約 230.2 t と予測します。

公園及び墓園施設の運営に伴い発生する産業廃棄物は、空き缶等の金属類や廃プラスチック類等が、年間約 31.2 t と予測します。

なお、既存の類似公園及び墓園における排出量は、公園における廃棄物の発生量に公園内における再資源化、再利用を考慮した後の廃棄物処理業者に処分を依頼した値であるため、公園及び墓園施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の最終処分量は年間約 230.2 t、産業廃棄物の最終処分量は年間約 31.2 t になると予測します。

公園及び墓園の供用後は、園内で発生する剪定枝や刈草等の資源化を図るとともに、発生した廃棄物については適切に処理します。

このように、予測結果を踏まえ、供用時において環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。